

広島市建設工事競争入札 参加資格審査申請の手引

この手引には、**令和6年度**において広島市及び広島市水道局が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格（以下、「競争入札参加資格」という。）の要件、競争入札参加資格審査申請（以下「申請」という。）の手続等について記載しています。

申請（入力）に当たっては、この手引をよく読んで、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の入力誤りや記入漏れ等がないように注意してください。

なお、申請書及び書類に虚偽の事項を記載（入力）したとき又は重要な事項を記載（入力）しなかったときは、競争入札参加資格を認定しないことがあります。また、競争入札参加資格の認定を受けた後に、これらの事実が判明した場合は、当該認定を取り消すことがあります。

目 次

	ページ
第1 申請書の受付等について	1
1 競争入札参加者に必要な資格の要件	1
2 競争入札参加資格の等級区分の決定	2
3 国土交通大臣又は都道府県知事の実施する経営事項審査	2
4 発注工事分類表	3
5 申請手続の概要	3
6 申請（入力）期間及び時間	3
7 提出書類の提出期限	4
8 提出方法（送付先）	4
9 提出書類	4
10 資格審査の結果通知	4
11 資格の概要	4
12 等級の変更	5
13 申請書の内容変更等の届出	5
第2 申請書等の作成要領等	7
1 競争入札参加資格審査申請書の作成（入力）に係る留意点	7
2 競争入札参加資格審査申請書（提出書類）の作成に係る留意点	13
(1) 競争入札参加資格審査申請書	13
(2) 使用印鑑届	13
(3) 委任状	13
(4) 口座振替依頼書	14
(5) 〔法人〕 商業・法人登記の履歴事項全部証明書 〔個人〕 身分証明書及び誓約書	14
(6) 消費税及び地方消費税の納税証明書	14
(7) 広島市税の納税証明書（広島市への納税義務がない者にあつては、申立書）	14
(8) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	15
(9) 建設業許可が確認できる書類	16
(10) 営業所一覧表	16
(11) 営業所等調書兼実態調査同意書	16
(12) 定形郵便物（25g以内）における郵便料金相当額の普通切手 〔新規申請者・資格区分の追加申請者・パスワード再発行希望者のみ〕	17
(13) 広島県の特例浄化槽工事業者の届出が受理された旨が確認できる書類の写し 〔該当者のみ〕	17
(14) 決算書〔遊具設置工事申請業者のみ〕	17
(15) 広島市評価事項の実績調書及び評価基準に該当することが確認できる書類	17
別表1（広島市評価事項 評価基準、点数及び提出書類一覧表）	18
別表2（広島市発注工事分類表）	28
別表3（工事種類コード表）	30
第3 問合せ先等	裏表紙

第1 申請書の受付等について

1 競争入札参加者に必要な資格の要件（遊具設置工事に限って申請をしようとする者にあつては、(3)、(4)及び(8)は適用しない。）

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後3年（広島市長又は広島市水道事業管理者が3年の範囲内で別に期間を定めた場合にあつては、その期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ この号（このキを除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 競争入札に参加しようとする発注工事（発注する工事ごとの案件をいう。以下同じ。）に係る工種に対応する業種について、建設業の許可を受けていること。
- (4) 競争入札に参加しようとする発注工事に係る工種に対応する建設業に関し、競争入札参加資格の審査の申請（以下「資格審査申請」という。）の日の1年7か月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による審査をいう。以下同じ。)(経営事項審査申請日の直前の事業年度の終了日を審査基準日とするものに限る。)を受け、かつ、当該経営事項審査(資格審査申請の日の1年7か月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査を2回以上受けている場合にあつては、資格審査申請の日直近において受けた経営事項審査)に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において年間平均完成工事高及び総合評定値の記載があること。

なお、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を受けている者にあつては、次のアからエまでに掲げる日を審査基準日とする経営事項審査に限る。

 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者にあつては、更生手続開始の決定の日以後の事業年度の終了日
 - イ 会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けた者にあつては、更生計画認可の決定の日以後の事業年度の終了日
 - ウ 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者にあつては、再生手続開始の決定の日以後の日
 - エ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けた者にあつては、再生計画認可の決定の日の直前の事業年度の終了日又は再生計画認可の決定の日以後の日
- (5) 広島市建設工事競争入札取扱要綱(平成8年7月1日施行。以下「取扱要綱」という。)第11条第1項(第3号から第5号までに係る部分に限る。)又は第2項若しくは第3項若しくは第11条の

3第1項（いずれも取扱要綱第11条第1項（第3号から第5号までに係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、競争入札参加資格その他これに類する資格を取り消された者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

- (6) 取扱要綱第11条の4第1項又は第2項（いずれも取扱要綱第11条第1項（第3号から第5号までに係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設工事に係る競争入札に参加することができないとされた者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。
- (7) 資格審査の申請（入力）の時に広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 資格審査の申請（入力）の時に健康保険法（大正11年法律第70号）の適用事業所の事業主若しくは厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用事業所の事業主若しくは同法第10条第2項の同意をした事業主又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用事業の事業主にあつては、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法の規定による届出をしていること。
- (9) 広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成16年12月1日施行）第4条に規定する広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

2 競争入札参加資格の等級区分の決定

前記1に掲げる資格要件に適合すると認められる者で、等級による格付けを行う工種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事）を申請しているものについては、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものを合計した総合数値に基づき当該工種ごとに等級を付与します。

なお、等級の設定方法（等級ごとの総合数値の範囲）については取扱要綱別表の1において定めていますが、これを改定した場合には、広島市ホームページにおいて公表します。

(1) 経営事項審査評価事項

経営事項審査に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書中申請している工種に対応する総合評定値（P）

(2) 広島市評価事項

申請事業者の工事の施工状況等及び社会貢献活動について評価した点数。

なお、広島市評価事項の項目並びにその評価基準及び該当した場合の評価点数については、別表1のとおりです。

3 国土交通大臣又は都道府県知事の実施する経営事項審査（遊具設置工事のみを希望する者を除く。）

申請（入力）をしようとする者は、経営事項審査を受け、その審査基準日が申請（入力）日の1年7か月前の日以後の日である経営規模等評価結果通知書等の写しを提出してください。（経営事項審査申請日の直前の事業年度の終了日を審査基準日とするもの（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況がいずれも「加入」又は「除外」となっているもの）に限ります。）

なお、次に掲げる場合に該当するときは、競争入札参加資格を認定しません。

ア 経営事項審査を受けていなかった場合

イ 経営事項審査を受けていても、申請（入力）日において審査基準日から1年7か月を経過している経営規模等評価結果通知書等を提出した場合

ウ 申請（入力）日において審査基準日から1年7か月以内の経営規模等評価結果通知書等を添付していても、認定を希望する工事の種類の間平均完成工事高がゼロの場合

エ 経営規模等評価結果通知書等において総合評定値の記載のない場合

オ 「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」に対応する欄に「無」が記載されているものを提出した場合（ただし、審査基準日においては「無」であったが、その後適正に加入した場合はこの限りでない。）

※ 建設業法に基づく経営事項審査は、毎年の決算終了後できるだけ速やかに受審してください。経営事項審査の結果通知書が届いた場合は、速やかに工事契約課宛てに写しを送付してください。

なお、送付された当該通知書の写しなどにより、経営事項審査の審査基準日から1年7か月を経過していない有効な経営事項審査を受審したことの確認ができない場合は、通常型指名競争入札において、指名を回避（随意契約における業者選定の回避を含む。）しますので、注意してください。

4 発注工事分類表

「別表2 広島市発注工事分類表」を参照の上、申請してください。

5 申請手続の概要

(1) 入力画面へのアクセス

インターネットを利用して広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページから、「事業者向け情報」⇒「電子入札」⇒「広島市電子調達システムポータルサイト」にアクセスしてください。

(2) 申請（入力）

「業者登録受付システム」により、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を、「6 申請（入力）期間及び時間」内に入力を行い、送信してください。

なお、この送信をした日が申請日となり、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）にも申請日として印字されます。

※ システムの操作の問合せ先は、第3「問合せ先等」の「3 システム操作に関することについて」を参照。

(3) 申請（提出書類）

「9 提出書類」の提出書類を作成、編さんし、「7 提出書類の提出期限」までに「8 提出方法（送付先）」に従い、正本一部を提出してください。

(4) 留意事項

ア 入力・記載事項について

提出書類に虚偽の事項を記載（入力）したとき（虚偽申請により受審した経営事項審査に基づく経営規模等評価結果通知書等を提出した場合を含む。）、又は重要な事項を記載（入力）しなかったときには、競争入札参加資格を認定しないことがあります。また、競争入札参加資格の認定を受けた後に、これらの事実が判明した場合は、当該認定を取り消すことがあるので、十分注意して記載（入力）してください。

イ 書類の提出・補正について

審査の過程でこの手引で示していない書類の提出、又は提出された書類の補正を求めることがあります。この際は指定された期限までに必ず提出、補正等をしてください。

なお、求めに応じない場合は、当該申請による認定を行いません。

6 申請（入力）期間及び時間

(1) 期間

ア 令和6年度1回目：令和6年 5月13日（月）から同年 5月17日（金）まで

イ 令和6年度2回目：令和6年 7月29日（月）から同年 8月 2日（金）まで

(2) 時間

いずれの日も午前8時30分から午後5時15分まで（同入力時間内に入力・送信を完了してください。）

7 提出書類の提出期限

(1) 令和6年度1回目：令和6年 5月31日（金）必着

(2) 令和6年度2回目：令和6年 8月23日（金）必着

※ 提出書類は返却しません。

8 提出方法（送付先）

郵便等を送付する方法で提出してください。

※ 「業者登録受付システム」又は「この手引の最終ページ」に掲載の「宛名ラベル」を使用してください。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎15階） 行

9 提出書類

「業者登録受付システム」から印刷した競争入札参加資格審査申請書（「業者登録受付システム」から印刷する申請受付内容を含む。）に加え、必要書類を編さんし、提出してください。

なお、申請に必要な書類は、申請データ送信後に印刷した「申請受付内容」の「提出書類」に記載されているので、確認の上、提出してください。

※ 会社更生法（民事再生法）適用者に係る追加の提出書類

更生（再生）手続開始決定者は「9 提出書類」に加えて下記(ア)から(オ)まで、更生（再生）計画認可決定者は「9 提出書類」に加えて下記(ア)、(ウ)及び(エ)を提出してください。

(ア) 更生（再生）手続開始申立事件に係る裁判所の更生（再生）手続開始決定の写し

(イ) 決算書（貸借対照表及び損益計算書）（更生（再生）手続開始決定以降の直近のもの）

(ウ) 更生（再生）手続開始申立事件に係る裁判所の更生（再生）計画認可決定の写し（更生（再生）計画が認可されている者のみ）

(エ) 更生（再生）計画（更生（再生）計画が認可されている者のみ）

(オ) その他ヒアリング事項に関する参考資料（別途指示するので指定する日までに提出してください。）

10 資格審査の結果通知

(1) 結果通知時期

ア 令和6年度1回目：令和6年7月下旬（予定）

イ 令和6年度2回目：令和6年9月下旬（予定）

(2) 通知の方法

電子メール（契約に関する連絡先の「契約者E-mailアドレス」の欄に入力したE-mailアドレス宛て）による送付をもって通知します。

11 資格の概要

(1) 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、広島市長及水道事業管理者が定める日（以下「有効期間開始日」という。）から令和6年度の末日（令和7年3月31日）までとします。ただし、令和7年度におい

ても令和7年度及び令和8年度の建設工事に係る競争入札参加資格の有効期間開始日の前日までの間は、なお効力を有します。

(2) 資格により参加が可能な競争入札等について

競争入札参加資格は、資格の有効期間内に入札公告等を行う建設工事の競争入札に参加することができる資格とします。

令和7年度及び令和8年度の競争入札参加資格の有効期間が到来する日の前日までに入札公告等を行う競争入札のうち、当該資格の有効期間の到来後に落札者等を決定するものについては、当該競争入札に参加する者に限り、落札者等を決定する時までは、令和6年度の資格がなお有効に存続するものとみなします。

なお、有効期間内にあっても、認定された工種に対応する業種に係る建設業の許可が取り消された場合等は、当該工種の競争入札参加資格を取り消します（当該工種に関する辞退届を提出する必要があります。）。

12 等級の変更

競争入札参加資格を認定した場合、その有効期間内において、前記2により決定した等級は、変更しません。

ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく更生（再生）手続開始決定者等にあつては、この限りではありません。

13 申請書の内容変更等の届出

(1) 種目（工種）の追加申請者

申請書提出後、競争入札参加資格認定前に、申請書の記載（入力）内容（建設業の許可、申請者の所在地、商号又は名称、代表者の職名又は氏名、使用印鑑、資本金、委任関係等）に変更が生じた場合には、「業者登録受付システム」の「変更届」から変更事項を入力・送信の上、出力した競争入札参加資格審査申請書変更届等を郵送等により直ちに提出してください。

<変更届の提出が必要な事項>については、

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/24/1582.html>を参照

※ 合併・事業分割等による組織変更が予定される場合は、財政局契約部工事契約課まで問い合わせてください。

(2) 上記(1)以外の申請者（新規申請者、資格区分の追加申請者又は更新（認定切れ）申請者等）

申請書提出後、競争入札参加資格認定前に、申請書の記載（入力）内容（建設業の許可、申請者の所在地、商号又は名称、代表者の職名又は氏名、使用印鑑、資本金、委任関係等）に変更が生じた場合には、財政局契約部工事契約課まで問い合わせてください。

(3) 認定後の変更

競争入札参加資格の認定後に、認定事項に変更が生じた場合には、インターネットを利用し、広島市のホームページ「事業者向け情報」から「電子入札」、「広島市電子調達システムポータルサイト」にアクセスし、「業者登録受付システム」により変更事項を入力・送信の上、出力した申請書等を広島市財政局契約部工事契約課へ郵送等により直ちに提出してください。

(4) 資格審査等の辞退

ア 申請書提出後、資格の認定前に、競争入札参加資格の審査を辞退する場合

「競争入札参加資格審査申請取下書」を直ちに提出してください。

イ 資格認定後、競争入札参加資格を辞退する場合（一部工種のみを辞退する場合を含む。）

「競争入札参加資格辞退届」を直ちに提出してください。

（様式については、いずれも広島市ホームページに掲載）

※ なお、特段の理由なく競争入札参加資格の認定を辞退した場合は、当該競争入札参加資格の認定通知書に記載された有効期間を経過するまでは、辞退した工種に係る申請を行うことができません。

第2 申請書等の作成要領等

「業者登録受付システム」の操作についてはこの手引をよく読んで上で、正確に入力や記入をし、誤り・漏れ等がないように注意してください。

また、提出書類の編さんについては次のとおりとしてください。

- 1 提出書類は原則A4とします。
 - (1) 申請書はA4縦としてください。
 - (2) 写しを提出する書類は、原本がA4以外の大きさの場合は、できるだけ拡大又は縮小してA4の大きさに複写したものを添付してください。
- 2 写しを提出する場合は、文字等が不鮮明にならないよう注意してください。
- 3 提出書類は次により編さんしてください。
 - (1) 「申請受付内容」に記載してある「提出書類」の番号順にする。
 - (2) A4縦の書類は申請書の向きに合わせ、A4横の書類は、横位置の右を上にしてセットする。
 - (3) 左ヒモ綴じ（2穴）とし、ステープラー（ホチキス）は使用しない。
 - (4) ファイル等には綴じない。

◆入力に際しての事前準備◆

1 種目（工種）の追加申請者

- (1) 次の手順により、現在登録されている事項に変更が生じていないか確認してください。
 - ア 「業者登録受付システム」にログイン後、「**登録内容照会**」をクリックし、「登録内容照会」画面を表示させ確認する。
 - イ 「登録内容照会」画面で、入力項目を確認する。
- (2) 必要に応じて「下書きシート」を作成してください。（必須ではありません。）
- (3) **現在の競争入札参加資格（令和6年度）の登録事項（変更届の提出が必要な事項に限る。）に変更が生じている場合には、業者登録受付システムにより変更届の手続（随時受付）を済ませてから更新申請の入力を行ってください。**

<変更届の提出が必要な事項>については、

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/24/1582.html>を参照

2 上記1以外の申請者（新規申請者、資格区分の追加申請者又は更新（認定切れ）申請者等）

「下書きシート」で入力項目を確認し、必要に応じて、「下書きシート」を作成してください。

※ 下書きシートについて

必ず作成しなければならないものではありませんが、事前に「下書きシート」に入力事項を記入の上、システムにログインすると、スムーズに入力を進めることができます。（※入力画面は、一定時間を経過するとログアウトします。その場合、一時保存していないデータは消えるため注意してください。）

なお、更新申請者においては、「登録内容照会」画面を印刷したものに、令和6年度競争入札参加資格の申請事項を書き入れることで、「下書きシート」の代わりとして利用することができます。

また、「下書きシート」は**システム入力時の参考**とするものであり、**提出の必要はありません**。

1 競争入札参加資格審査申請書の作成（入力）に係る留意点

- (1) 入力フォームの指示事項に従い入力してください。
- (2) ラジオボタン() の選択は、初期表示に注意し、該当する方にチェックしてください。
- (3) 過去に建設工事に係る競争入札参加資格登録があった事業者で、当時の業者番号及びパスワードを

使用してログインした場合、入力画面に、広島市に登録されていた当時の内容（「経営審査情報」以下の事項を除く。）が初期表示されるため、令和6年度競争入札参加資格の申請内容を入力してください。

- (4) 代表者等の氏名を入力する際、J I S 第1水準又は第2水準以外の文字はシステムに対応していないため、正字、ひらがな又はカタカナで入力してください。

▼ [本社基本情報入力]

本社に関する情報を入力フォームの指示事項に従い入力してください。なお、各欄へ入力する際の注意事項等は以下のとおりです。

(1) 「商号又は名称」の欄

商号又は名称に空白（スペース）を用いている場合を除き、空白（スペース）を挿入しないでください。

（法人組織の種別（株式会社、一般社団法人等）と会社固有の名称とは、連続して入力する。）（例：株式会社 広島→株式会社広島）

「フリガナ」の欄には、法人組織の種別（「株式会社」など）を除いて、カタカナで、スペースを空けずに詰めて入力してください。「&」、「・」、「.」等の符号は入力することができませんが、例えば、「&」を「アンド」、「.」を「ドット」のようにカタカナで入力することは可能です。（例：株式会社広島→ヒロシマ、株式会社ア&イ→アアンドイ、株式会社ア・イ→アイ）

(2) 「登記簿上の本店所在地」の欄

商業・法人登記の履歴事項全部証明書（以下説明において「登記簿」という。）に記載されている本店の情報（個人の場合は、住民票の住所）を入力してください（建設業法上の主たる営業所とは異なる場合があります。）。登記簿に記載されていない情報（ビル名等）を入力しないでください。

登記簿上の所在地に「電話番号」又は「FAX番号」がない場合は、「電話番号」又は「FAX番号」の欄に「0」を入力してください。

(3) 「ホームページアドレス（URL）」の欄（任意）

ホームページを開設している者は、そのホームページアドレスを入力してください。

(4) 「主たる営業所の所在地（又は本店所在地）」の欄（該当者のみ）

ア 法人の場合は、建設業法上の主たる営業所の所在地と登記簿上の本店所在地が異なる場合のみ、主たる営業所の情報を入力してください。

イ 個人の場合は、住民票の住所と建設業法上の主たる営業所の所在地が異なる場合のみ、主たる営業所の情報を入力してください。

なお、地番表示については、主たる営業所の所在地が「〇〇番地の〇」と表記されている場合は「〇〇番地〇」と登録してください。

(5) 「会社成立年月日」の欄（法人のみ）

登記簿に記載されている会社等の成立年月日を入力してください。

(6) 「主として営む事業」の欄

選択肢の中から当てはまるものを選んでください。

(7) 「総従業員数」の欄

申請時において、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある従業員（パート・派遣・アルバイトは含まない。）の人数を入力してください。

ア 法人その他の団体の場合は、代表者及び非常勤の役員を除いた人数を入力してください。

イ 個人の場合は、事業主を除いた人数を入力してください。

ウ 「総従業員数（広島市内）」は、広島市内に営業所等をお持ちの方は入力してください。

(8) 「資本金」の欄（法人のみ）

現在の資本金の額（登記簿に記載されている金額）（一般社団法人等にあつては、資産の総額）を

入力してください（経営規模等評価結果通知書等の資本金の額と異なる場合があります。）

※ 切捨て、切上げ等を行わないでください。

(9) 「広島市税の課税状況」の欄

申請日時点の課税状況に応じ、該当する方にチェックしてください。

(10) 「資本系列」の欄

該当するものにチェックして内容を入力してください。

「資本系列」、「兼務役員」及び「親族関係」については、建設関連企業（**広島市の令和5・6年度競争入札参加資格審査申請を行っている者に限る。**）との関係について入力してください。

なお、建設関連企業とは、地質調査業、測量業、土木関係及び建築関係建設コンサルタント業、補償コンサルタント業、建設業等を営む企業をいいます。

ア 「資本系列」の「有」を選択した場合 (ア) (イ) ともに出資率が50%を超える場合に「有」を選択

(ア) 「出資をしている会社」の欄は、申請事業者又は申請事業者の代表者個人が、他の事業者（建設関連企業）を子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）とし、又はその経営支配者となっている場合に、出資先事業者の社名及び出資率について入力してください。

(イ) 「出資を受けている会社」の欄は、申請事業者が、他の事業者（建設関連企業）を親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。）としている場合や、他の事業者の代表者が申請事業者の経営支配者となっている場合に、その事業者名（代表者の場合は、役職名を含む。）及び出資率について入力してください。

イ 「兼務役員」の「有」を選択した場合

代表者又は役員（監査役を除く。）が、他の事業者（建設関連企業）の代表者又は役員（監査役を除く。）を兼ねている場合について入力してください。

ウ 「親族関係」の「有」を選択した場合

代表者又は役員（監査役を除く。）の配偶者、親、子又は兄弟姉妹が他の事業者（建設関連企業）の代表者又は役員（監査役を除く。）である場合について入力してください。

エ 「外資状況」の「有」を選択した場合

外国籍会社にあつては国籍を、日本国籍会社にあつては外国資本の状況を、それぞれ入力してください。

▼ [契約者情報入力]

契約者に関する情報を入力フォームの指示事項に従い入力してください。なお、各欄へ入力する際の注意事項等は以下のとおりです。

(1) 「委任の有無」の欄

該当する方にチェックしてください。

委任の「有」を選択する場合は、その受任者に係る営業所等が、主たる営業所（本店）以外の営業所等であつて、建設業法に基づき、申請希望工種の建設業の許可を受けており、かつ、常時建設工事の請負契約を締結するものの長（建設業法施行令第3条に規定する使用人）に対して行うものであることが必要です。

（単なる連絡場所的な営業所等の長に委任することはできません。また、代理人は、営業所等に常勤している申請事業者の役員又は申請事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある社員に限ります。）

(ア) 申請者が主たる営業所以外の営業所等の長に対し、入札契約権限を継続して委任しようとする場合に、委任状（様式は、「業者登録受付システム」から自動的に出力されるものを使用してください。）を提出してください（入札契約権限を委任しない場合は、「無」を選択してください）。

(イ) 入札契約権限の一部に限って委任することはできません。

(2) 「商号及び支店・営業所」以下の項目欄
入力フォームの指示に従い、入力してください。

(3) 「契約先に関する連絡先」の欄
必ず入力してください。

また、「契約者E-mailアドレス」を必ず入力してください。このメールアドレスに審査結果通知等の重要な通知メールが送信されます（携帯電話のE-mailアドレスは、使用することができません。）。

▼ [債権者情報入力]

契約者（入札契約権限を委任しようとする場合にあっては、受任者が契約者となります。）の情報が表示されるので、確認してください。「振込先」以下の項目は、入力フォームの指示に従い入力してください。

なお、更新申請者にあっては、表示されている項目に変更がない場合には、入力の必要はありません。

※ 口座名義（カナ）の欄について

口座名義（契約者の名義）は、預金通帳に記載されているカナ名義のとおり入力してください。

ただし、法人の場合は、略語を使用していなくても略語を使用してください（略語の使用例については、下記の[参考]を参照。）。また、法人において、口座名義に代表取締役名等が記載されている場合であっても、代表取締役名等を入力しないでください。

[参 考] カナ名義の記載例（内国為替取扱規則に準拠）

ア 略語の使用例

- (1) (株)〇〇商事 → カ) 〇〇ショウジ
- ・ 〇〇商事(株) → 〇〇ショウジ (カ)
- ・ 〇〇商事(株) 代表取締役 △△ → 〇〇ショウジ (カ ※代表取締役名等は不要)
- ・ 〇〇商事(株) 広島営業所 → 〇〇ショウジ (カ) ヒロシマ (エイ)
- ・ 〇〇協同組合 広島出張所 → 〇〇キョウクミ ヒロシマ (シユツ)

イ 口座名義（カナ名義）で使用することができる文字等

数 字	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
英 字	A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z
カナ文字	アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネノハヒフヘホマミムメモ ヤユヨラリルレロワン ガギグゲゴザジズゼゾダヂヅデドバビブベボパピプペポ
記 号	() - (マイナス) . (ピリオド) スペース

▼ [建設業許可情報入力]

建設業の許可に関する情報を入力フォームの指示に従い入力してください。なお、各欄へ入力する際の注意事項等は以下のとおりです。

(1) 「経審基準日」の欄

申請日から1年7か月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく「経営規模等評価結果通知書等」のうち、最新のものの審査基準日を入力してください。

(2) 「受任先の営業所の有無」の欄

入札契約権限を主たる営業所以外の営業所等の長（使用人）に継続して委任しようとする場合に、「有」を選択してください。

委任は、受任者を建設業許可申請書別紙に記載されている営業所等の長（使用人）の中から選定し、

当該営業所等について許可を受けた工事の業種に限り、可能です。

(3) 「許可業種」の欄

現在許可を受けている工種（建設業許可を証明する書類に記載されている工事の種類・許可の区分）
全てを入力してください。

なお、「一般」とは「一般建設業」をいい、「特定」とは「特定建設業」をいいます（経営規模等評価結果通知書等の許可工種等と異なる場合があります。）。

(4) 「受任先の営業所の許可有無」の欄

受任先の営業所における建設業の許可の有無を選択してください。

建設業許可申請書の別紙で確認してください。

(5) 「特例浄化槽区分」の欄

管工事に係る申請を行う者で、特例浄化槽工事業者の届出を広島県知事に行っており、かつ、浄化槽工事の施工を希望する場合に、「有」を選択してください。（特例浄化槽工事業者の届出が受理された旨が確認できる書類の写しを提出してください。）

▼ [工種情報入力]

入札参加資格の審査を希望する工種に関する情報を入力フォームの指示に従い入力してください。なお、各欄へ入力する際の注意事項等は以下のとおりです。

「別表2 広島市発注工事分類表」を参照の上、まず、「工種詳細情報の入力」欄から入力フォームの指示に従い入力してください。

(1) 「登録希望工種」の「工種」の欄

経営規模等評価結果通知書等の審査を受けた工種で、年間平均完成工事高が「0」でない工種の中から、競争入札参加資格の認定審査を希望する工種を検索して選択してください（遊具設置工事は除きます。）。

入札契約権限を主たる営業所以外の営業所等の長（使用人）に継続して委任しようとする場合の申請工種は、受任先の当該営業所等の建設業の許可の範囲に限ります。

(2) 「舗装施工管理技術者数」の欄

上記(1)で「舗装工事」を選択した場合のみ、一般財団法人日本道路建設業協会への登録を行っている「1級舗装施工管理技術者」及び「2級舗装施工管理技術者」の資格を有している技術職員の総数を入力してください（資格者証等の写しを提出する必要はありません。）。

(3) 「総合評定値（P）」の欄

経営規模等評価結果通知書等の上記(1)で選択した工種の総合評定値(P)の欄の点数を正確に入力してください。

(4) 「完成工事高（平均）」の欄

経営規模等評価結果通知書等の上記(1)で選択した工種の完成工事高の年平均欄の数値を正確に入力してください。

「工種詳細情報の入力」への入力を、登録を希望する工種ごとに繰り返し行い、「登録希望工種の一覧」に表示されていることを確認の上、全ての登録希望工種の入力を完了させてください。

(5) 「登録希望工種の一覧」の欄

右の「修正」ボタンをクリックするとその行（申請希望工種）の修正が可能です。「削除」ボタンをクリックするとその行（申請希望工種）を削除することができます。

▼ [経営規模等総括表（遊具設置工事）] （「遊具設置工事」を希望する者のみ）

(1) 「工事完成高」

ア 消費税及び地方消費税の額を控除した額を入力してください。

イ 申請日の直前2年の各事業年度決算に基づく完成高を入力してください。

なお、直前の決算が決算後間もないため、申請時点で調製されていない場合は、直前決算の1年前（半年決算の場合は半年前）の決算以前2か年の事業年度の実績を入力してください。この場合は、自己資本額の直前決算時も同一基準日としてください。

ウ 完成高に千円未満の端数があるときは、百円の位を四捨五入してください。

エ 決算が1年ごとの場合は、「前々年」及び「前年」欄のそれぞれ右側の欄を使用してください。決算が半年ごとの場合は、「前々年」欄の左から順に記入し、「前年」欄の右が直前決算日のものとなるように入力してください。

オ 下側半分の「自己資本額」及び「総職員数」の欄は、経営規模等評価結果通知書等を提出する者は、入力不要です。

(2) 「自己資本額」の「直前決算期」

ア 法人の場合 直前決算の貸借対照表における純資産（正味財産）の合計額を入力してください。

イ 個人の場合 直前決算の貸借対照表から下記の計算式により算出した額を入力してください。

自己資本額 = 元入金 + 事業主借 - 事業主貸 + 青色申告特別控除前の所得金額
(期首資本金) (事業主借勘定) (事業主貸勘定) (事業主利益)

(3) 「決算後の増減額」

直前決算日以降に増減資を行った場合にその額を入力してください。

※ 個人の場合は入力不要です。

(4) 「総職員数」の「技術職員」

「1級」及び「2級」は、建設業法で規定する有資格技術者を計上し、有資格技術者以外は、「その他」に計上してください。

▼ [広島市評価事項の評価希望の有無]

「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」及び「舗装工事」の等級設定をしている工種（以下「等級設定工種」という。）のいずれかを申請する場合において、評価を希望するとき（別表1のア及びイに掲げる項目は、絶対評価であり、希望有無の選択対象ではない。）は、「有」をチェックしてください。

審査の結果、該当すると認められた「広島市評価事項」の評価点数を合計した点数が総合数値の算定の基礎となります。

なお、評価事項等及び提出が必要な書類の詳細は、別表1のとおりです。

▼ [入力者情報入力]

申請（入力）をしている者の情報を、入力フォームの指示に従い、入力してください。

申請内容に疑義が生じた場合等において、広島市から入力者に問合せを行います。

申請（入力）・送信後、「E-mailアドレス」の欄に入力されたE-mailアドレス宛てに受付完了メールを送信するので、E-mailアドレスは正確に入力してください。

行政書士等が申請手続の代行をする場合は、その者の情報を入力してください。また、その場合、「部署名等」の欄に、当該行政書士等の事務所名を入力してください。

▼ [入力した内容の確認]

記載（入力）した内容に誤り等がないか、画面で確認してください。（「申請する」ボタンをクリックした後は、申請者において申請データを修正することが出来ないため、誤りがないかよく確認してください。）

確認した後に、「申請する」ボタンをクリックし、データを送信してください。

※ なお、申請後、入力内容に誤りがあった場合及び訂正が生じた場合は、財政局契約部工事契約課（０８２－５０４－２２８０）へ連絡し、「**補正差戻しの処理**」を依頼したうえで入力内容を修正してください。

▼ [申請書の印刷]

印刷画面が表示されるので、この画面をプリントアウト（A4縦）した**全てのページ**と、「申請受付内容」に表示される必要提出書類（広島市評価事項の項目に該当する者にとっては、当該必要提出書類に加えて、評価事項の各項目において提出を要する書類）を揃えて、提出期限までに所定の送付先へ郵送等により提出してください。「申請受付内容」右上のバーコードは受付情報を本市で読み取り処理を行うので**汚さないでください**。

※ なお、申請後、補正差戻しの処理を依頼し入力内容を修正した場合は、**修正後の申請書**を提出してください。（修正液・修正テープ・砂消し等は使用しないでください。）

2 競争入札参加資格審査申請書（提出書類）の作成に係る留意点

(1) 競争入札参加資格審査申請書

ア 初めて本市に競争入札参加資格審査申請をされる方については、本人確認等を行う必要があるため、申請書到達後に電話による本人確認等を行います。

※ 窓口持参された場合は、持参された方が代表者のときは、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を、代表者に代わって法人の使用人が提出する場合によっては、本人確認書類及び申請者の使用人であることが分かる書類（保険証等）の提示を求めます。

イ 印刷した全てのページを提出してください。

(2) 使用印鑑届

ア 様式は、「業者登録受付システム」から自動的に出力されるものを使用してください（独自様式は不可）。

イ 「使用印」は、必ず代表者印（入札契約権限を建設業法上の主たる営業所以外の営業所等の長（使用人）に継続して委任しようとする場合は、当該長の印）を使用してください（会社印は不可）。

※ 印影が代表取締役之印、社長之印、△△支店長之印、営業所長之印などと印字されているもので、入札契約権限のある者の印を使用してください。

※ **〇〇会社之印、株式会社△△印などと印字されている社印等、個人を特定できないものは使用できません。**

ウ 右肩の日付欄は、申請日又は書類作成日いずれかを記入してください。

(3) 委任状（該当者のみ）

ア 申請者が建設業法上の主たる営業所以外の営業所等の長（使用人）に入札契約権限を継続して委任しようとする場合のみ作成してください（独自様式は不可）。

イ 様式は、「業者登録受付システム」から自動的に出力されるものを使用してください。

ウ 受任者の「支店等の名称」の欄は、「〇〇会社 〇〇支店」等と記入してください。

エ 委任する場合は、建設業法上の主たる営業所（本店）以外の営業所等で、常時請負契約を締結する権限を有しており、かつ、申請希望工種の営業に関し必要とする許可を受けているものの長に対して行うものであることが必要です。

※ なお、単に連絡場所として用いている営業所等の長への委任はできません。

※ また、代理人は、営業所等に常勤している申請者の役員又は申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある従業員（臨時社員、非常勤社員、派遣社員、契約社員等は除く。）に限ります。

オ 入札契約権限の一部に限って委任することはできません。

カ 右肩の日付欄は、申請日又は書類作成日いずれかを記入してください。

(4) 口座振替依頼書（該当者のみ）

ア 新規申請者及び更新申請者のうち「口座振替依頼書」の内容に変更がある者（「業者登録受付システム」から「口座振替依頼書」が出力された場合）は、提出が必要です。

イ 様式は、「業者登録受付システム」から自動的に出力されるものを使用してください（独自様式は不可）。

ウ この様式は、申請書（他の提出書類）に綴じ込まずに提出してください。

※ 更新申請する者で、現在届け出ている「口座振替依頼書」の内容に変更がないものは、提出の必要はありません。

(5)〔法人〕商業・法人登記の履歴事項全部証明書（写し可）

〔個人〕身分証明書（写し可）及び誓約書

ア 法人の場合

商業・法人登記の履歴事項全部証明書（現在事項全部証明書は不可。発行（証明）年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）

イ 個人の場合

身分証明書（証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）

誓約書（様式は、「業者登録受付システム」から自動的に出力されるものを使用してください（独自様式は不可）。）

※ アの履歴事項全部証明書は法務局において、イの身分証明書は本籍地のある市（区）町村において、それぞれ発行されます。

(6) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

ア 「未納の税額がない。」旨の記載のある納税証明書（「その3」、「その3の2」又は「その3の3」のいずれか）を提出してください（証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）。

イ 納付すべき税額がない場合も、上記アの納税証明書が発行されるので提出してください。

ウ 納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないこと用）の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求してください。

なお、e-Taxを利用すると、電子手続により納税証明書の交付申請を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htmを参照してください。

※ 電子納税証明書（XML形式）は不可。e-Taxを利用して電子納税証明書（PDF形式）が交付された場合には、交付された電子納税証明書をA4サイズに印刷して提出してください。

(7) 広島市税の納税証明書（写し可）（広島市への納税義務がない者にあっては、申立書）

ア 広島市の区域内に事業所等を有している者

広島市が発行する広島市税の納税証明書を提出してください。

(7) 課税されている場合

「令和〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のあるもの（証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）。

(8) 課税されていない場合

「納付すべき確定した徴収金がない。」旨の記載のあるもの（証明年月日が申請日の3か月前

の日以降のもの

- (7) 納税証明書は、広島市役所の市税事務所、市税事務所税務室（広島市の各区役所の庁舎内にあり、事業所の所在地にかかわらず、どの区の窓口でも発行を請求することができます。）、出張所、連絡所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収企画課の窓口において発行します。

窓口で納税証明書を請求するときは、「納税（納付・納入）証明請求書」を使用し、「広島市競争入札参加資格申請用」である旨を伝えてください。証明請求書は、広島市のホームページ（くらし・手続き>税金>市税の証明>05 窓口用請求書様式（ダウンロード）。ページ番号2158）からもダウンロードすることができます。

イ 広島市の区域内に事業所等を有していない者

- (7) 広島市への納税義務がある場合

広島市が発行する広島市税の納税証明書を提出してください（上記ア参照）。

- (7) 広島市への納税義務がない場合

「申立書」（様式は、「業者登録受付システム」から自動的に出力されるものを使用）を提出してください（納税証明書の提出は不要）。

※ 広島市の区域内に事業所等を有していない者であっても、広島市の区域内に固定資産（償却資産を含む。）を有する場合や申請書を提出する年度の属する年の1月1日現在に広島市の区域内に居住していた従業員を雇用しているときは、固定資産税等や特別徴収に係る市民税の納税義務がある場合があるので、広島市税の納税証明書を提出してください。

※ 申立書に記載されている事項について、該当しているかよく確認してください。

※ 申立書の右肩の日付欄は、申請日又は書類作成日のいずれかを記入してください。

(8) **経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（「遊具設置工事」のみ申請する者は不要）**

審査基準日が申請日から1年7か月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、経営規模等評価結果通知書等の通知を受けたものの中で、最新のものを提出してください。

なお、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることについては、**経営規模等評価結果通知書等の「その他の審査項目（社会性等）」のうち、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」、「雇用保険加入の有無」の欄に「有」又は「除外」と表記されているものに限ります。**ただし、審査基準日においては「無」であった者が、経審基準日以降、申請日までに当該保険に加入した場合は、この限りではありません。（当該保険等への加入が確認できる書類が必要です。（保険への加入が確認できない場合、入札参加資格の申請を受け付けません。）

当該事実が確認できる書類は、下記に示すいずれかの書類とします。

ア 健康保険及び厚生年金保険

- ・ 保険料の納入に係る領収書の写し（直近のもので、領収機関の領収印及び領収日が確認できるものに限る。）
- ・ 日本年金機構又は健康保険組合が発行する、社会保険料納入証明書の写し
- ・ 健康保険・厚生年金保険適用通知書の写し

イ 雇用保険

- ・ 労働保険概算・確定保険料申告書及び概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面（領収書の場合は、直近のもので、領収機関の領収印及び領収日が確認できるものに限る。）
- ・ 労働局又は労働保険事務組合が発行する、労働保険加入・労働保険料等納付証明書の写し
- ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(9) 建設業許可が確認できる書類（写し可）（「遊具設置工事」のみ申請する者は不要）

- ア 「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」 (<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>) において発行される、建設業許可を表示したPDFファイルを印刷したもの（記載の発行日が申請日以降のもの）
- イ 上記アに代えて建設業許可証明書、建設業許可確認書又は建設業許可通知書を提出する場合は、証明年月日、確認年月日又は通知年月日が申請日の3か月前の日以降のものに限ります。

(10) 営業所一覧表（以下のア又はイにより提出。**営業所が本店のみである場合も、提出が必要です。**）

- ア 「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」 (<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>) 内の「建設業者の詳細情報」の営業所情報を表示したページを印刷したもの
- イ 営業所一覧表（様式1：様式は、広島市ホームページ上に掲載）
- ・ 「名称」の「（主たる営業所）」欄は、本店等の建設業の許可を受けている事務所を記入し、「（その他の営業所）」欄は、建設業の許可を受けている営業所を記入してください。
 - ・ 「許可を受けた建設業」欄は、「別表3 工事種類コード表」の略号を記入してください。
 - ・ その他の営業所が多数ある場合は、委任しない営業所を省略してもかまいません。
 - ・ 建設業許可申請書の別紙（写し可）又はこの一覧表（様式1）に代えて各社で作成した様式を使用していただいてもかまいませんが、当該様式の内容が満たされていることが必要です。

(11) 営業所等調査兼実態調査同意書（アに該当する者）（様式2-1、2-2：様式は、広島市ホームページ上に掲載）

- ア 市内営業所等が、建設業法上の主たる営業所（本店）又は入札契約権限の委任先としようとする主たる営業所以外の営業所等である場合に、法令等により営業所等への常勤性が求められている者の在勤状況、技術者の資格、雇用関係、専任状況、事務所の実態等について広島市が実地に調査する場合に、これに協力することに同意した上で、作成してください。
- イ （様式2-1）①の「建設業法第7条第1号に規定する者（経営業務の管理責任者等）」は、建設業許可申請書に添付した「経営業務の管理責任者証明書」又は「常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書」及び「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」に記入した者の氏名を記入すること。
- ウ 作成日時点の状況を記入してください（この調書の記載事項そのものに関する変更届は不要です。）。
- エ 該当する□欄にレを記入してください。
- オ （様式2-1）①の「建設業従事常勤職員数」の「技術職員数」欄は経営事項審査申請の技術職員名簿に記載されるべき常勤の職員数（代表者及び常勤役員を含み、非常勤役員を除く。）を記入し、その他の常勤の技術職員については「その他作業員」欄に記入してください。
- カ （様式2-1）①の「当該営業所の専任技術者」は、当該営業所の担当工種ごとの専任技術者全員（代表者及び常勤役員を含み、非常勤役員を除く。）を記入してください。工種については、「別表3 工事種類コード表」の略号を記入してください。
- キ （様式2-1）①に記載した営業所の写真（事務所の状態が分かる外観及び内部の写真（デジタルカメラによるデータの貼付けも可））を（様式2-2）②に貼付してください。なお、外観の写真については建物が判別出来るもの（看板のみやビルの入口のみ等の写真は不可）、内部の写真については事務所内の状態が分かるもの（机等の配置がされており、事務所として機能していることが分かる写真）を貼付してください。
- ク （様式2-1）①に記載した営業所以外の営業所等（建設業の許可がある場合に限り。）が広島市の区域内に所在する場合は、（様式2-2）③に記入してください。

(12) 定形郵便物（25g以内）における郵便料金相当額の普通切手（該当者のみ）

ア 新規申請者・資格区分の追加申請者・パスワード再発行者に限り提出してください。（パスワード等の交付についてのお知らせ送付用として使用します。）

イ 封筒等に貼らずに提出してください。

ウ 普通切手を使用してください。

エ 別の封筒に入れるなど、他の書類に紛れないようにして提出してください。

なお、過去に競争入札参加資格の認定を受けたことがある者のうち、現在、広島市の競争入札参加資格を有している方は、申請によりパスワードを再発行しますので、パスワードを取得した上で必ず「有資格者の申請」から申請を行ってください。パスワード再発行の手続については広島市電子調達システムポータルサイト(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/denshityoutatusystem/>)に掲載しています。

(13) 広島県の特例浄化槽工事業者の届出が受理された旨が確認できる書類の写し（該当者のみ）

管工事に係る申請者で、浄化槽工事の施工を希望する場合には、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第33条第3項の規定に基づく特例浄化槽工事業者の届出が受理されたことが確認できる書類の写しを提出すること（広島県知事に届け出たものに限る。）。

なお、当該届出の変更届を提出中の場合は、最新の変更届の受理済印のあるものの写しを提出してください。

(14) 決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）〔遊具設置工事のみを申請する者に限る。〕

申請日直前の決算のものを提出してください。（2か年分）

ア 法人の場合

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（いずれも写し）

イ 個人の場合

青色申告書の貸借対照表及び損益計算書（いずれも写し）

(15) 広島市評価事項の実績調書及び評価基準に該当することが確認できる書類（該当者のみ）（様式3：様式は、広島市ホームページ上に掲載）

広島市評価事項の項目で、該当（申請）するものに関し、「広島市評価事項の実績調書」に記入した上で、その該当する広島市評価事項の項目に応じ、別表1に掲げる書類を作成し、添付してください。

別表 1

広島市評価事項 評価基準、点数及び提出書類一覧表

項目	評価基準及び該当する場合の評価点数	提出が必要な添付書類
ア 前2か年完成工事平均成績の状況	<p>競争入札参加資格の有効期間の初日の属する年の前年及び前々年における申請事業者の広島市長が発注する工事に係る工種別の前2か年完成工事平均成績（広島市建設工事競争入札取扱要綱（平成8年7月1日施行。以下「取扱要綱」という。）第4条第3項に規定するグループ経審を受けた一の企業集団又は取扱要綱第6条第5項に規定する持株会社化経審に係る一の企業集団に属する申請事業者が2以上ある場合にあつては、これらの申請事業者が受注した広島市長が発注する工事の全てに係る工種別の前2か年完成工事平均成績）の状況について、広島市請負工事成績評定要領（昭和50年4月1日施行）による評定点数に基づき、工種ごとに次に定める算式により算出した点数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入した点数）</p> <p>(1) 前2か年完成工事平均成績が70点を超える場合 $(\text{前2か年完成工事平均成績} - 70) \times 10$</p> <p>(2) 前2か年完成工事平均成績が60点以上70点以下の場合又は前2か年完成工事平均成績を有しない場合 点数なし</p> <p>(3) 前2か年完成工事平均成績が60点未満の場合 $(\text{前2か年完成工事平均成績} - 60) \times 10$</p> <p>(1)から(3)までに掲げる前2か年完成工事平均成績は、申請事業者の各年の評定点数の平均点数（その数に小数第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>不要</p> <p>※ 絶対評価であり、希望有無の選択対象ではない。</p>
イ 指名停止等の状況	<p>競争入札参加資格の有効期間の初日の属する年の前年及び前々年の期間において、広島市長が申請事業者に対して指名停止等を行っていた状況に応じ、次に定める算式により算出した点数の合計点数</p> <p>(1) 指名停止 $(-10点) \times \text{指名停止の期間の月数}$</p> <p>(2) 資格取消 $(-10点) \times \text{競争入札に参加させない期間の月数}$</p> <p>(3) 文書注意 $(-6点) \times \text{文書注意を受けた回数}$</p> <p>(4) 口頭注意 $(-2点) \times \text{口頭注意を受けた回数}$</p> <p>(1)又は(2)の期間に1月に満たない端数（日数）がある場合は、当該端数を切り捨てる。</p>	<p>不要</p> <p>※ 絶対評価であり、希望有無の選択対象ではない。</p>

項目	評価基準及び該当する場合の評価点数	提出が必要な添付書類
ウ まちの美化活動の取組状況	申請事業者が、次のいずれかに該当する場合 5点（地元事業者（取扱要綱第2条第6項に規定する地元業者をいう。以下同じ。）が該当する場合にあっては、8点）	該当する評価基準ごとにそれぞれ次に掲げる書類
	(1) 申請の日前5年以内に、「広島市環境美化功労者表彰」を受けている場合	(1) 表彰状の写し
	(2) 申請の日前1年以内に、本市の区域内の場所を対象として、次の制度等による清掃活動を事業所として行った実績がある場合 ア 「広島市まちの美化に関する里親制度」 イ 「広島市クリーンボランティア支援事業」 ウ 「広島県アダプト制度」 エ 「国土交通省広島国道ボランティア・ロード」	(2) アの場合 覚書及び里親活動報告書（広島市まちの美化に関する里親制度実施要領別記様式4号）の写し イの場合 クリーンボランティア参加申込書及び活動記録簿（場所、日時、参加人数、活動内容等を記載したものをいう。以下同じ。）（活動状況写真を含む。）（様式は任意）の写し ウの場合 アダプト活動認定団体認定証、広島県アダプト制度に関する契約書及びアダプト活動記録簿（アダプト活動状況写真を含む。）の写し エの場合 国土交通省中国整備局広島国道事務所が指定するところにより作成した国道ボランティアロード協定書及び活動記録簿（活動状況写真を含む。）（様式は任意）の写し
	(3) 申請の日前1年以内に、公共団体又は公共的団体が広島市の区域内の公共の場所（道路、歩道橋、河川、用排水路、公園等）を対象として行った清掃活動に、事業所として2回以上参加した実績がある場合	(3) 参加実績を証明することができる、次のいずれかの書類 ア 感謝状の写し イ お礼状の写し ウ 清掃活動参加確認書（広島市評価事項実績調査書（様式3）の別紙参考様式1）
エ 花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組状況	申請事業者が、申請日において、「花と緑の広島づくりネットワーク」に登録し、かつ、次のいずれかに該当する場合 5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点）	該当する評価基準ごとにそれぞれ次に掲げる書類
	(1) 広島市の区域内に所在する町内会、商店街振興組合等の地縁団体と協働して、事業所として地域における花壇づくりに取り組んでいる場合	(1) 花壇づくり協働取組確認書（広島市評価事項実績調査書（様式3）の別紙参考様式2）
	(2) 「広島市グリーン・パートナー事業（協賛金に係るものを除く。）」に参加し、事業所として花壇の維持管理を行っている場合	(2) 活動記録簿（活動状況写真を含む。）（様式は任意）
	(3) 「広島市ふれあい樹林事業」に参加し、事業所として緑地保全のための維持管理活動を行っている場合	(3) 活動記録簿（活動状況写真を含む。）（様式は任意）

項目	評価基準及び該当する場合の評価点数	提出が必要な添付書類
オ 「ひろしま型地域貢献企業」の認定状況	申請事業者が、申請日において、本市の「ひろしま型地域貢献企業」の認定を受けている場合。ただし、営業所ごとに認定を受けている場合にあつては、認定を受けている営業所が建設業法上の営業所等（広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、請負契約の締結その他入札及び契約の相手方になろうとするものに限る。）であるときのみ加点とする。 5点（地元事業者が該当する場合にあつては、8点）	認定通知書の写し
カ 子育て支援の取組状況	<p>次のいずれかに該当する場合 5点（地元事業者が該当する場合にあつては、8点）</p> <p>(1) 申請事業者が、申請日において、次のア又はイに掲げる事業者の区分に応じ、それぞれに定める事項に該当している場合</p> <p>ア 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項の規定に基づいて一般事業主行動計画を策定し、かつ、所轄都道府県労働局長に当該行動計画を届け出ている場合</p> <p>イ 常時雇用する労働者の数が101人以上の事業者 次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規定に基づいて策定した一般事業主行動計画の実施等に関し、同法第13条又は第15条の2の規定により厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けている場合</p> <p>(2) 申請事業者又は申請事業者が構成員となっている団体が、申請の日前5年以内に、子どもの見守り活動の実施に関し、「広島市安全なまちづくり功労表彰」を受けている場合</p> <p>(3) 申請事業者又はその代表者が、申請の日前5年以内に、内閣府の「子供と家族・若者応援団表彰」を受けている場合</p>	<p>該当する評価基準ごとにそれぞれ次に掲げる書類</p> <p>(1) アの場合 所轄都道府県労働局長に提出した一般事業主行動計画の写し（受付印のあるもの）</p> <p>イの場合 所轄都道府県労働局長（厚生労働大臣から権限を委任）が発出した基準適合一般事業主認定通知書の写し</p> <p>(2) 表彰状の写し（団体の構成員として受賞している場合にあつては、表彰状の写しに加えて、その団体の構成員である旨を証する代表者による証明書（様式は任意））</p> <p>(3) 表彰状の写し</p>

項目	評価基準及び該当する場合の評価点数	提出が必要な添付書類
キ 男女共同参画の取組状況	次のいずれかに該当する場合 5点(地元事業者が該当する場合にあっては、8点)	該当する評価基準ごとにそれぞれ次に掲げる書類
	<p>(1) 申請事業者が、申請日において、次のア又はイに掲げる事業者の区分に応じ、それぞれに定める事項に該当している場合</p> <p>ア 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第7項の規定に基づいて一般事業主行動計画を策定し、かつ、所轄都道府県労働局長に当該行動計画を届け出ている場合</p> <p>イ 常時雇用する労働者の数が101人以上の事業者 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づいて策定した一般事業主行動計画の実施等に関し、同法第9条又は第12条の規定により厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けている場合</p>	<p>(1) アの場合 所轄都道府県労働局長に提出した一般事業主行動計画の写し（受付印のあるもの）</p> <p>イの場合 所轄都道府県労働局長（厚生労働大臣から権限を委任）が発出した基準適合一般事業主認定通知書の写し</p>
	<p>(2) 申請事業者が、申請の日前5年以内に、「広島市男女共同参画推進事業者表彰（一般表彰又は特別表彰）」（旧称「広島市男女共同参画推進事業所表彰」）を受けている場合</p>	<p>(2) 表彰状の写し</p>
	<p>(3) 申請事業者又はその代表者が、申請の前5年以内に、内閣府の「女性のチャレンジ賞」、「女性のチャレンジ支援賞」又は「女性のチャレンジ賞特別部門賞」を受けている場合</p>	<p>(3) 表彰状の写し</p>
	<p>(4) 申請事業者が、申請の日前5年以内に、厚生労働省の「均等・両立推進企業表彰」を受けている場合</p>	<p>(4) 表彰状の写し</p>
<p>(5) 申請事業者が、申請日において、申請工種に係る建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する国家資格を有する女性技術者（役員である者及びこれらの規定に掲げる技術者となった後1年を経過しない者を除く。）を1年以上継続して雇用している場合</p> <p>※ その女性技術者の国家資格に係る申請工種のみ加点する。</p>	<p>(5) 国家資格者証等の写し及び雇用関係を確認することができるもの（健康保険被保険者証等の写し）（保険者番号、被保険者等記号・番号等及び住所が記載されている場合は、当該部分を黒塗り等によりマスキングすること。）</p> <p>※ 該当する女性技術者が複数いる場合は、申請工種（等級設定工種に限る。）ごとに、入札契約権限を有する営業所等に所属する技術者1名分の書類を提出すれば足りる。当該営業所等に該当する女性技術者がいない場合は、それ以外の営業所等に属する者1名分の書類を提出すること。</p>	

項目	評価基準及び該当する場合の評価点数	提出が必要な添付書類
ク 若者の就業支援の取組状況	<p>申請事業者が、申請の日前2年以内に、次のいずれかに該当する場合 5点（地元事業者が該当する場合にあつては、8点）</p> <p>(1) 厚生労働省が行う地域若者サポートステーション事業として、広島市の区域内に居住する若年無業者等を対象とした職場見学、就労体験を1回以上実施している場合</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等学校等（いずれも広島市の区域内に所在するものに限る。）が実施するインターンシップ又は中学校等（広島市の区域内に所在するものに限る。）が実施する職場体験において、学生又は生徒による就業体験等を1回以上受け入れている場合</p>	<p>該当する評価基準ごとにそれぞれ次に掲げる書類</p> <p>(1) 職場見学・就労体験実施証明書の申請（様式4-1、4-2）により申請した職場見学・就労体験実施証明書（証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）</p> <p>(2) 次のいずれかの書類 ア 大学、短期大学、高等学校等との間で締結したインターンシップの受入れに係る覚書、契約書等の写し イ 中学校又は高等学校からの職場体験の受入れに係る依頼文書の写し（申請事業者側における職場体験の受入れを確認した後に、中学校等から送付される実施日、参加に係る学年等が明記された依頼文書）</p>
ケ 青少年の雇用の促進等の取組状況	<p>申請事業者が、申請日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づいて厚生労働大臣から認定（ユースエール認定）を受けている場合 5点（地元事業者が該当する場合にあつては、8点）</p>	<p>所轄都道府県労働局長（厚生労働大臣から権限を委任）が発出した基準適合事業主状況確認通知書の写し</p>
コ 「女性と若者が輝く企業」の認定状況	<p>申請事業者が、申請日において、本市の「女性と若者が輝く企業」の認定を受けている場合 （8点：地元事業者のみが該当）</p>	<p>認定証の写し</p>

項目	評価基準及び該当する場合の評価点数	提出が必要な添付書類
サ 失業者に関する雇用の取組状況	<p>申請事業者が、申請の日前2年以内に、広島市の区域内に居住する失業者1人以上を次のいずれかに該当する労働者として採用し、申請日現在、雇用保険の被保険者として継続して雇用している場合（2人以上あるときは、そのいずれかの者）。なお、(1)及び(2)のいずれにも該当する場合にあっては、申請事業者が希望したいずれか一方のみの加点とする。</p> <p>(1) 正社員 10点（地元事業者が該当する場合にあっては、15点）</p> <p>(2) 申請事業者との間で期間の定めのない労働契約を締結している者のうち、正社員以外の者であって、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、時間当たりの基本給及び賞与、退職金等の算定方法等が同一の事業所に雇用される正社員のそれと同等であるもの、又は申請事業者との間で雇用期間を12か月以上とする有期労働契約を締結している者のうち、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される正社員のそれと同一であるもの 5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点）</p>	<p>次のA、B及びCに掲げる書類</p> <p>A 失業者を雇用したことを証明する次のいずれかのもの</p> <p>ア 公共職業安定所が失業者であった者に対し発行する「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」の写し ※ 当該者が以前雇用されていた事業者名(事業所の名称)と離職年月日が記載されているもの。 なお、当該書類の取得には、本人(又は代理人)が公共職業安定所に発行手続きを行う必要がある(失業者全員に発行されているものではない)。</p> <p>イ 雇用保険日雇労働被保険者手帳の写し</p> <p>B 広島市の区域内に居住する者を労働者として雇用したことを証明する次の全てのもの</p> <p>ア 労働条件通知書の写し又は労働契約書の写し(雇用期間及び雇用形態を確認することができるもの) ※ フルタイム有期労働者の場合は、1週間の所定労働時間が正社員と同一であることを証するものを添付すること。ただし、労働契約書等において当該事項が明記されており、かつ、当該労働契約書等の写しを提出する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 健康保険被保険者証の写し ※ 住所が記載されている部分を含む。 ※ 健康保険法(大正11年法律第70号)の適用事業所でない場合は、国民健康保険被保険者証及び賃金台帳 ※ 保険者番号及び被保険者等記号・番号等は黒塗り等によりマスクングすること。</p> <p>C 当該労働者が雇用保険の被保険者であることを証明する次のいずれかのもの</p> <p>ア 雇用保険資格取得等確認通知書(被保険者通知用又は雇用主通知用)の写し</p> <p>イ 雇用保険被保険者証の写し</p>

項目	評価基準及び該当する場合の評価点数	提出が必要な添付書類
シ 障害者に関する雇用の取組状況	<p>申請事業者が、次のいずれかに該当する場合。なお、(1)及び(2)のいずれにも該当する場合にあっては、申請事業者が希望したいずれか一方のみの加点とする。</p>	<p>該当する評価基準ごとにそれぞれ次に掲げる書類</p>
	<p>(1) 基準日（申請日前直近の報告日の直近の6月1日において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定による身体障害者等である労働者の雇用状況に関する厚生労働大臣への報告義務がある場合にあっては当該6月1日、当該報告義務がない場合にあっては申請日。以下同じ。）において、その障害者雇用率が次のア又はイに該当する場合。ただし、基準日が令和6年4月1日より前の場合において、ア中「5.0%」とあるのは「4.6%」と、イ中「2.5%以上5.0%未満」とあるのは「2.3%以上4.6%未満」と読み替えて適用する。</p> <p>ア 障害者雇用率が5.0%以上である場合 10点（地元事業者が該当する場合にあっては、15点）</p> <p>イ 障害者雇用率が2.5%以上5.0%未満である場合 5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点）</p> <p>※ 上記の障害者雇用率は、報告義務の有無にかかわらず、同法に規定するところにより算定するものとする。</p>	<p>(1) 報告義務がある場合 公共職業安定所へ報告した「障害者雇用状況報告書（事業主控）」（申請日前直近の報告日の直近の6月1日のもの）の写し（電子申請を行った場合は、申請画面を印刷し、事業主控としたものの写し）</p> <p>報告義務がない場合 障害者雇用状況調書（様式5）</p> <p>※ 障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（身体障害者手帳又は療育手帳等及び健康保険被保険者証等の写し。保険者番号、被保険者等記号・番号等及び住所が記載されている場合は、当該部分を黒塗り等によりマスキングすること。）を添付すること。</p> <p>なお、様式5の作成に当たって、事業所が複数ある企業（除外率の適用がある場合）については、様式5表中の「事業所別の内訳」欄は、同一業種ごとの事業所別としても構わない。</p> <p>※ 除外率は原則として事業所ごとに適用し、それぞれの事業所において除外すべき労働者を算出する。（様式5の2ページ目「算定基礎労働者数除外率表」を参照のこと。）</p>
	<p>(2) 申請日において、広島市障害者就労支援モデル事業所認定・顕彰制度実施要綱第2条第2号に定める基準を満たすものとして広島市障害者就労支援モデル事業所の認定を受けている場合 8点（地元事業者が該当する場合にあっては、12点）</p>	<p>(2) 申請日の属する年度の4月1日以降に発行された、認定証（新規又は継続）の写し</p>

項目	評価基準及び該当する場合の評価点数	提出が必要な添付書類
ス 刑務所出所者等又は暴力団離脱者の雇用・支援の取組状況	<p>申請事業者が、申請日において、次のいずれかに該当する場合 5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点）</p> <p>(1) 広島保護観察所に協力雇用主として登録され、かつ、申請日の前2年以内に、次のいずれかに該当する場合 ア 広島市の区域内に居住する保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用した実績がある場合。なお、雇用形態については、問わない。 イ 広島市の区域内に居住する保護観察対象者又は更生緊急保護対象者に対し、事業所見学会又は職場体験講習を実施した実績がある場合</p> <p>(2) 公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合</p>	<p>該当する評価基準ごとにそれぞれ次に掲げる書類</p> <p>(1) アの場合 保護観察対象者等雇用実績証明書（様式6） イの場合 保護観察対象者等事業所見学会等実績証明書（様式7）</p> <p>(2) 公益財団法人暴力追放広島県民会議が発行する暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録証明書の写し（証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの）</p>
セ 災害時の地域貢献の状況	<p>申請事業者が、次のいずれかに該当する場合。なお、(1)及び(2)のいずれにも該当する場合にあっては、申請事業者が希望したいずれか一方のみの加点とする。</p> <p>(1) 申請日において、広島市災害応急対策に係る協力事業者の登録等に関する要綱（平成18年6月1日施行）の規定に基づき、災害協力事業者として登録されている場合 5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点）</p> <p>(2) (1)に該当し、かつ、申請日の属する年度前2年度内において、広島市長又は広島市水道事業管理者が発注した災害関連工事（予算科目の款が「災害復旧費」として計上されているものに限る。）の受注実績がある場合 10点（地元事業者が該当する場合にあっては、15点）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) 評価対象期間の例示 令和6年5月申請の場合、評価対象期間は令和4年4月から令和6年3月までの2年度間。</p> </div>	<p>該当する評価基準ごとにそれぞれ次に掲げる書類</p> <p>(1) 次のいずれかの書類。 A 広島市災害協力事業者登録申込書の写し ※ 広島市危機管理室（平成26年度以前は消防局が所管）の受付印のあるもの（受付印の年月日は、問わない。） B 危機管理室災害予防課（平成26年度以前は消防局防災課が所管）が発行する広島市災害応急対策に係る協力事業者登録証明書の写し</p> <p>(2) (1)に掲げる書類に加えて、災害関連工事の受注実績を確認するための工事設計書（予算科目の款が「災害復旧費」となっていることが確認できる部分）及び契約書（工事名、契約日、発注者及び受注者が確認できる部分）の写し</p>

項目	評価基準及び該当する場合の評価点数	提出が必要な添付書類
ソ 消防団協力事業所の認定状況	申請事業者が、申請日において、広島市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成26年11月1日施行）に基づく認定を受けている場合 5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点）	表示証交付認定書の写し
タ エコアクション21又はISO14005の認証・登録の状況	<p>申請日において、申請事業者の、広島市の区域内に所在する建設業法上の営業所等（広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、請負契約の締結その他入札及び契約の相手方になろうとするものに限る。）が、次のいずれかに該当する場合（ISO14001に適合している旨の認証を受けていることについて、経営事項審査において評価されている場合を除く。） 5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点）</p> <p>(1) 一般財団法人持続性推進機構が運営するエコアクション21認証・登録制度に基づき、エコアクション21の認証・登録（認証・登録の対象活動範囲に建設業が含まれているものに限る。）を受けている場合</p> <p>(2) 公益財団法人日本適合性認定協会が認定した環境マネジメントシステム認証機関（ISO14001に係る認証機関）が行うISO14005の検査に合格し、その認証又は登録を受けている場合</p>	<p>該当する評価基準ごとにそれぞれ次に掲げる書類</p> <p>(1) エコアクション21の認証・登録証の写し ※ 対象となる市内営業所等が認証・登録を受けている事実、認証・登録の対象活動範囲及び有効期限を確認することができるもの</p> <p>(2) 認証機関が発行する合格証の写しなど ※ 検査に合格したこと、及び認証又は登録されていることが確認できるもの</p>
チ 建設業労働災害防止協会への加入	申請日において、申請事業者の、広島市の区域内に所在する建設業法上の営業所等（広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、請負契約の締結その他入札及び契約の相手方になろうとするものに限る。）が、建設業労働災害防止協会へ加入をしている場合 5点（地元事業者が該当する場合にあっては、8点）	「建設業労働災害防止協会加入証明書」の写し（申請日の3か月前の日以降に発行されたものに限る。） ※ 当該営業所の加入が確認できるものに限る。

(備考)

- 1 取扱要綱第5条第2項の規定により、取扱要綱第6条第1項各号に掲げる工種に係る競争入札参加資格の認定審査申請を行った申請事業者に限り、広島市評価事項に関する評価を行うものとする。
- 2 会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた申請事業者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた申請事業者について、取扱要綱第5条第2項の規定により総合数値を付与する際には、上記の表に掲げるところにより算定する点数に、次に定める算式により得られる点数（1点未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を加えたものを広島市評価事項の点数とする。
(経営事項審査評価事項の点数と同表に掲げるところにより算定する点数とを合算して得た点数) × (0.8以上1.0以下の範囲で、申請のあった都度広島市長が申請事業者の更生手続開始又は再生手続開始に係る状況に応じて定める数値－1)

別表 2

広島市発注工事分類表

建設業の許可を受けなければならない建設業の種類	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
土木工事業	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築工事業	建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事業	大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事業	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工事業	とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事 (※) ただし、プレストレストコンクリート工事にあつては、「橋梁上部工事」等、総合的な企画・指導調整を要する工事は土木一式工事に含む。	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事（※） ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事業	石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事業	屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事業	電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事業	管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事業	鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事業	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事業	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

建設業の許可を受けなければならない建設業の種類	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
板金工事業	板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事業	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事業	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事業	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事業	内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事業	機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事業	熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事業	電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設置工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事業	造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事業	さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事業	建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事業	水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事業	消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事業	清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事業	解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事
	遊具設置工事		公園等遊具設置工事

別表 3

工 事 種 類 コ ー ド 表

工 事 の 種 類	略 号	コ ー ド	工 事 の 種 類	略 号	コ ー ド
土 木 一 式 工 事	(土)	01	ガ ラ ス 工 事	(ガ)	16
建 築 一 式 工 事	(建)	02	塗 装 工 事	(塗)	17
大 工 工 事	(大)	03	防 水 工 事	(防)	18
左 官 工 事	(左)	04	内 装 仕 上 工 事	(内)	19
とび・土工・コンクリート工事	(と)	05	機 械 器 具 設 置 工 事	(機)	20
石 工 事	(石)	06	熱 絶 縁 工 事	(絶)	21
屋 根 工 事	(屋)	07	電 気 通 信 工 事	(通)	22
電 気 工 事	(電)	08	造 園 工 事	(園)	23
管 工 事	(管)	09	さ く 井 工 事	(井)	24
タイル・れんが・ブロック工事	(タ)	10	建 具 工 事	(具)	25
鋼 構 造 物 工 事	(鋼)	11	水 道 施 設 工 事	(水)	26
鉄 筋 工 事	(鉄)	12	消 防 施 設 工 事	(消)	27
舗 装 工 事	(舗)	13	清 掃 施 設 工 事	(清)	28
し ゅ ん せ つ 工 事	(しゅ)	14	解 体 工 事	(解)	29
板 金 工 事	(板)	15	遊 具 設 置 工 事	(遊)	30

第3 問合せ先等

- 1 競争入札参加資格審査申請に関することについて
広島市財政局契約部工事契約課
TEL：082-504-2280
FAX：082-504-2612
E-mail：keiyaku-koji@city.hiroshima.lg.jp
- 2 システム全般及びパスワードに関することについて
広島市財政局契約部物品契約課
TEL：082-504-2620
FAX：082-504-2612
E-mail：keiyaku-kai@city.hiroshima.lg.jp
- 3 システム操作に関することについて
電子調達ヘルプデスク
TEL：050-2018-3813
FAX：050-2018-0048
E-mail：help@keiyaku.city.hiroshima.jp

【申請書の送付先】 —— 宛名ラベル ——

〒730-8586

広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部工事契約課 行

令和6年度 広島市建設工事競争入札参加資格審査申請（追加受付）提出書類在中